

ランドマーク  
税理士法人

## 相続相談の無料出張サービス 「相続マイスター」認定者らが対応

相続大学校の開講や来店型「丸の内相続プラザ」開設などで、何かと話題を集めるランドマーク税理士法人(本社=神奈川・横浜市、代表税理士=清田幸弘氏)が、新たに出張訪問型の無料相続相談サービスを提供し始めた。

同サービスは、高齢者や身障者ら外出が困難な方を対象に、連携する税理士ら土業が自宅に出張訪問し無料で相続相談に乗る。同税理士法人が5月から開設する相続相談をワンストップで対応する「丸の内相続プラザ」では、「誰に相談したらいいかわからない」とした問い合わせや来所者が多く、中には「行きたくてもなかなか行けない」という高齢者や身障者の方々からの声も上がっている。一方、相続をビジネスチャンスと捉える土業らからの相談も増えており、こうした双方の声を受けて、幅広い相続相談に対処するための受け皿づくりとして、土業との連携サービスが考えられたもの。まずは、首都圏を出張エリアとし、1年間100人規模の体制を構築し、3年後には関西圏、名古屋圏、九州等のエリアへのサービ

ス拡充を目指すという。

実際の相談担当者は当面、同税理士法人が窓口になるが、土業との連携は、相続実務の専門家を育成する教育講座「丸の内相続大学校」の全講座を受講し、「相続マイスター講座終了証」の授与者を対象とする。また、その後も継続的に相続知識の向上に務め、一般社団法人「相続マイスター協会」の認定者らにもその範囲を拡充し、「マイスター」認定者らとのネットワークを拡げていく。

相談依頼はホームページで受けており、すでに、90歳近くの父親を抱える子息からの相談依頼もあり、「スタートは上々」(同税理士法人担当者)という。相続手続きや申告等の業務が発生した場合には有料となる。

同税理士法人では、「マイスター認定者」らが地元で活動する際に、相続セミナー開催や運営等の営業活動を支援していく。相続相談を切り口に、その後の申告業務の案件受注につなげたい考えで、訪問出張サービスがどれだけ受け入れられていくのかが興味深い。

2013年12月1日号  
税界タイムス 第37号 3面